

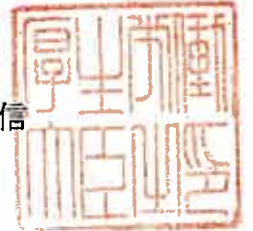
厚生労働省発基安0124第1号

令和 2 年 1 月 2 4 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 労働安全衛生規則の一部改正

一 ベンジジン等を製造し、又は取り扱う業務に係る健康管理手帳の様式（健康診断実施報告書の様式を含む。）について、健康診断の項目への尿中の潜血検査の追加等を行うこととする。

二 その他、所要の規定の整備を行うこと。

第二 有機溶剤中毒予防規則の一部改正

一 事業者が、屋内作業場等において労働安全衛生法施行令（第三の一及び第四の一において「令」という。）別表第六の二に掲げる有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務の一部に常時従事する労働者（二において「有機溶剤業務従事者」という。）に対して行わなければならない健康診断の項目について、作業条件の簡易な調査を追加し、尿中の蛋白質の有無の検査を削除することとする。

二 事業者が、有機溶剤業務従事者で医師が必要と認めるものに対して行わなければならない健康診断の項目に、尿中の蛋白質の有無の検査を追加することとする。

三 その他、所要の規定の整備を行うこと。

第三 鉛中毒予防規則の一部改正

一 事業者が、令別表第四に掲げる鉛業務の一部に常時従事する労働者に対して行わなければならない健康診断の項目に、作業条件の簡易な調査を追加することとする。

二 その他、所要の規定の整備を行うこと。

第四 四アルキル鉛中毒予防規則の一部改正

一 事業者は、令別表第五に掲げる四アルキル鉛等業務の一部に常時従事する労働者（四において「四アルキル鉛業務従事者」という。）に対し、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後六月以内ごとに一回、定期に、医師による健康診断を行わなければならないこととする。

二 一 の健康診断の項目について、作業条件の簡易な調査、血液中の鉛の量の検査、尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査等を追加し、血圧の測定、血色素量又は全血比重の検査等を削除することとする。

三 一 の健康診断（六月以内ごとに一回、定期に行うものに限る。）において血液中の鉛の量の検査及び尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査を受けた者については、医師が必要でないと認めるときは、

次の当該健康診断において当該検査を省略することができることとする。

四 事業者が、四アルキル鉛業務従事者で医師が必要と認めるものに対して行わなければならない健康診断の項目に、作業条件の調査、貧血検査等を追加することとする。

五 その他、所要の規定の整備を行うこと。

第五 特定化学物質障害予防規則の一部改正

一 事業者が、ベンジジン及びその塩（これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）等を製造し、又は取り扱う業務等に従事する労働者に対して行わなければならない健康診断の項目について、作業条件の簡易な調査、尿中の潜血検査等の追加等を行うこととする。

二 事業者が、塩素化ビフェニル（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）等を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に対して行わなければならない健康診断の項目について、作業条件の簡易な調査を追加し、尿中のウロビリノーゲンの検査を削除することとする。

三 事業者が、カドミウム又はその化合物（これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に対して行わなければならない健

康診断の項目について、作業条件の簡易な調査、血液中のカドミウムの量の測定等の追加等を行うこととする。

四 事業者が、クロロホルム（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。

）等を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に対して行わなければならない健康診断の項目について、皮膚又は粘膜の異常の他覚症状又は自覚症状の有無の検査の追加等を行うこととする。

五 事業者が、スチレン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に対して行わなければならない健康診断の項目について、白血球数及び白血球分画の検査の追加等を行うこととする。

六 事業者が、トリクロロエチレン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に対して行わなければならない健康診断の項目について、尿中の潜血検査（医師が必要と認める場合に限る。）の追加等を行うこととする。

七 事業者が、ニトログリコール（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）等を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に対して行わなければならない健康診断の項目

について、全血比重の検査を削除することとする。

八 事業者が、四塩化炭素（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）

又は一・二―ジクロロエタン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に対して行わなければならない健康診断の結果、異常の疑いがある者等で、医師が必要と認めるものに対する健康診断の項目について、C A 19―9等の血液中の腫瘍マーカーの検査（医師が必要と認める場合に限る。）の追加等を行うこととする。

九 その他、所要の規定の整備を行うこと。

第六 施行期日等

一 この省令は、令和二年七月一日から施行することとする。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置を設けることとする。